

証券ジャパンの約款・規程集（インターネット取引をご利用のお客様用） 新旧対照表

令和2年6月8日  
株式会社証券ジャパン

このたび、国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化（T+2化）の実施日が令和2年7月13日（月）（約定分）に決定されたことを受け、約款・規程集を一部改正いたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

（改正項目）

<p>1. 次の約款について一部改正いたします。 「第12章 国内外貨建債券取引規程」</p> <p>2. 本改正については、令和2年7月13日から施行し、同日の約定分から適用いたします。</p>
--

（改正項目の新旧対照表）

下線部分変更

新	旧
第12章 国内外貨建債券取引規程	第12章 国内外貨建債券取引規程
<p>第2条（受渡期日） 受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して <u>3</u> 営業日目とします。</p>	<p>第2条（受渡期日） 受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して <u>4</u> 営業日目とします。</p>

以上